

第二種協定指定医療機関の指定について

「医療措置協定」の内容（発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、医療人材派遣）のうち、発熱外来又は自宅療養者等に対する医療の提供を行う診療所については、第二種協定指定医療機関の指定を行います。

指定に必要な書類や手続きにつきましては、下記をご確認ください。

医療人材派遣のみで協定締結する場合には、この手続きは必要ありません。

記

1 提出書類について

(1) 院内感染対策マニュアル

※発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を実施する場合に提出

貴院で策定している院内感染対策マニュアルの提出をお願いします。新たに作る必要はなく、すでに作成されているものをご提出ください。

未作成の場合は、下記リンクに参考資料を掲載しておりますので、こちらを参考に作成をお願いします。（公益社団法人東京都医師会作成）

https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.files/kansen_manual.docx

(2) 平面図

※発熱外来を実施する場合のみ提出

診療所内の平面図の提出をお願いします。（平面図は、既存のものを活用いただいて構いません。）なお、平面図記載例を参考に、**通常医療と感染症医療のエリアの分離及びそれぞれのエリアの患者の動線**を必ず明示してください（手書き可）。

図示による説明が難しい場合は、平面図に文章で補足してください。

提出書類	協定締結内容		
	「発熱外来」及び「自宅療養者等への医療の提供」を実施	「発熱外来」のみ実施	「自宅療養者等への医療の提供」のみ実施
院内感染対策マニュアル	○	○	○
平面図	○	○	×

2 提出方法について

(1) 協議フォームを入力いただくと、「4. 第二種協定指定医療機関の指定について」の項目がありますので、「第二種協定指定医療機関の指定を受けることに同意しますか？」の設問で「はい」または「いいえ」をご回答ください。

こちらで「はい」を選択できない場合（開設者の同意がない場合）には、第二種協定指

定医療機関の指定及び医療措置協定の締結ができません。

- (2)「開設者情報」の入力をお願いします。指定通知書に記載される項目ですので、誤りがないようご注意ください。
- (3)「指定要件の確認」の項目で、「1 提出書類について」で記載しました書類を添付の上、ご提出ください。
- すぐにご用意できない場合は、「後で（メール添付）」を選択し、入力後に届く自動返信メールに返信の上、ご提出ください。
- 自宅療養者等への医療の提供のみ実施する場合は、平面図の項目では「発熱外来を実施しない（アップロード不要）」を選択してください。
- (4) 内容を確認の上、要件を満たす場合には、原則として、電子署名を付した指定通知書を、記入いただいた開設者の方のメールアドレスへ送付します。届きましたら保管をお願いします。

Ⅲ 指定要件について

第二種協定指定医療機関の指定要件は、以下のとおりです。

(1) 発熱外来を実施する場合

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ② 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。

※③については、医療措置協定の協議が成立し、締結したことをもって指定要件を満たすものとします。

(2) 自宅療養者等への医療の提供を実施する場合

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること。

※②については、医療措置協定の協議が成立し、締結したことをもって指定要件を満たすものとします。

平面図記載例

※新型コロナウイルス（飛沫感染）への対応を念頭に作成してください

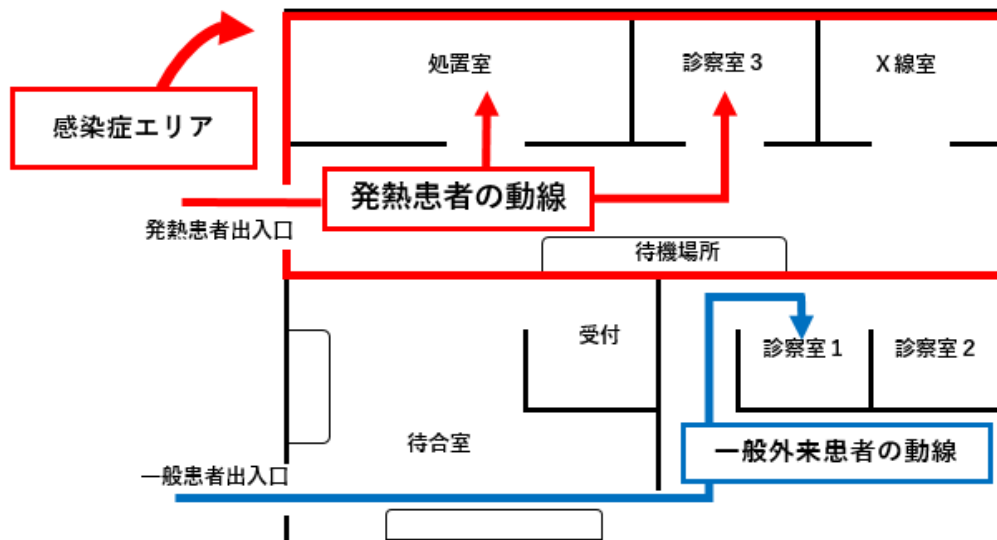
○発熱患者と他の（感染症ではない）患者等（一般外来患者）の出入口、待機場所、診察室及び動線をそれぞれご記入ください。

（時間的分離を行う等で同じ場所を使用する場合や、パーテーションやカーテンなどにより分離をする場合には、その旨記載してください。）

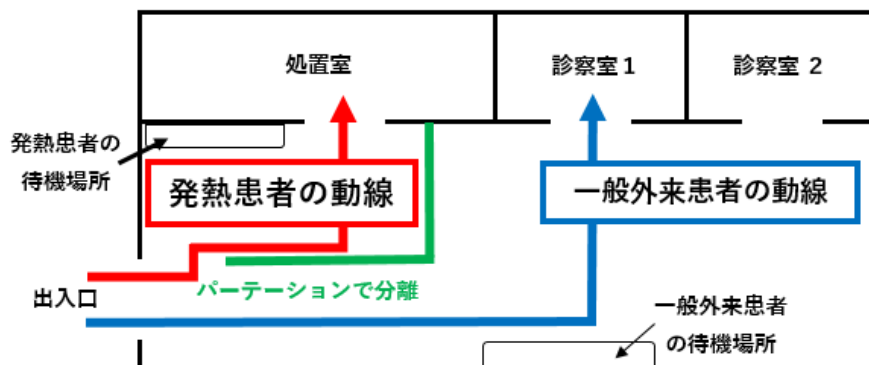
○手書きでも構いません。

○複数フロアがある場合には、各フロアの平面図をご提出ください。

①完全に分離している場合



②一部共通部分がある場合



③時間的分離を行う場合

